

# 従前相当サービスへの 回数払いの導入について

令和4年2月9日  
秋田市福祉保健部長寿福祉課

# 説明内容

1. 令和4年4月の変更点
2. 設定の背景とねらい
3. 単価設定
4. 導入による影響
5. 利用と請求方法について

# 1.令和 4 年 4 月の変更点

## 令和4年4月の変更点

### 訪問型サービス

- ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助（調理・掃除・洗濯など）を行います。

■料金のめやす（自己負担1割の場合）

|                |         |               |
|----------------|---------|---------------|
| 身体介護あり         | 週1回程度利用 | 1か月あたり1,176単位 |
|                | 週2回程度利用 | 1か月あたり2,349単位 |
| 生活援助のみ（身体介護なし） |         | 1回あたり 225単位   |

- 看護師などが、介護予防のための短期間の指導を行います。

### 通所型サービス

- デイサービスセンターで、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。
- 生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善などの指導を行います。

■料金のめやす（自己負担1割の場合）

|            |                |
|------------|----------------|
| 要支援1、事業対象者 | 1か月あたり 1,672単位 |
| 要支援2       | 1か月あたり 3,428単位 |

- 従前相当サービスの報酬体系は総合事業の開始以来、月額包括報酬のみ
- 通所型サービスは、認定区分に応じた報酬のみ
- 令和4年4月からは、
  - 訪問型サービス（従前相当）
  - 通所型サービス（従前相当）の報酬体系が変わります。

## 令和4年4月の変更点

- 「サービス利用実績に応じた報酬」、「多様なサービスとの併用」等の観点から、**1回当たりの単価設定による報酬**も用いることとします。
- 上記に加え、通所型サービスについては、**週あたりの利用回数ごとの単位**とします。

### 訪問型サービス

- ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助（調理・掃除・洗濯など）を行います。

■ 料金のめやす（自己負担1割の場合）

|                |         |               |
|----------------|---------|---------------|
| 身体介護あり         | 週1回程度利用 | 1か月あたり1,176単位 |
|                | 週2回程度利用 | 1か月あたり2,349単位 |
| 生活援助のみ（身体介護なし） |         | 1回あたり 225単位   |

- 看護師などが、介護予防のための短期間の指導を行います。

### 通所型サービス

- デイサービスセンターで、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。
- 生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善などの指導を行います。

■ 料金のめやす（自己負担1割の場合）

|            |                |
|------------|----------------|
| 要支援1、事業対象者 | 1か月あたり 1,672単位 |
| 要支援2       | 1か月あたり 3,428単位 |



|                |         |                    |
|----------------|---------|--------------------|
| 身体介護あり         | 週1回程度利用 | 1か月あたり 1,176単位     |
|                |         | <b>1回あたり 268単位</b> |
|                | 週2回程度利用 | 1か月あたり 2,349単位     |
|                |         | <b>1回あたり 272単位</b> |
| 生活援助のみ（身体介護なし） |         | 1回あたり 225単位        |

|                           |         |                     |
|---------------------------|---------|---------------------|
| 要支援1、事業対象者<br><b>要支援2</b> | 週1回程度利用 | 1か月あたり 1,672単位      |
|                           |         | <b>1回あたり 384単位</b>  |
| 要支援2                      | 週2回程度利用 | 1か月あたり 3,428単位      |
|                           |         | <b>1回あたり 5395単位</b> |

## 2. 設定の背景とねらい

# 設定の背景とねらい

## 現状

- 利用回数にかかわらず定額を負担することが原則であるため、**利用者の負担増や不要なサービスの利用**に繋がっている可能性がある
- 報酬算定の性質上、**サービスを組み合わせて利用することができない**
- 総合事業の予算上の制限が厳しくなるため、**費用の適正化**を図る必要がある

|                                                                                                                                                                                                                                |          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 一方、事業所への影響も考慮する必要があることから、回数払の導入時期や内容については、総合事業全体の見直し効果の検証などを踏まえた上で決定する予定。                                                                                                                                                      |          |
| 【サービス種別毎の設定単位】                                                                                                                                                                                                                 |          |
| (7) 従前相当サービス                                                                                                                                                                                                                   | と実施。     |
| 国が定める額と同額とする。ただし、月額包括報酬払のみとする（注）。                                                                                                                                                                                              |          |
| (4) 基準緩和型サービス（訪問型A）                                                                                                                                                                                                            |          |
| 現在と同様、訪問介護の生活援助中心型（45分以上）と同額とする。                                                                                                                                                                                               |          |
| （現行）224単位/回 →（改正後）225単位/回                                                                                                                                                                                                      |          |
| 初回加算は従前相当サービスでも改定がないため、改定しない。                                                                                                                                                                                                  |          |
| (9) 短期集中サービス（訪問型・通所型介護予防事業（訪問型・通所型C））                                                                                                                                                                                          | がづけ      |
| 令和2年度と同額とする。                                                                                                                                                                                                                   |          |
| なお通所型Cの単価については、3年度の事業実施の効果を検証し、必要に応じて単価の引き上げについても検討していく。                                                                                                                                                                       |          |
| (5) 介護予防ケアマネジメント                                                                                                                                                                                                               | 可        |
| 国が定める額と同額とする。                                                                                                                                                                                                                  |          |
| 基本単位（現行）431単位/月 →（改正後）438単位/月                                                                                                                                                                                                  | 義務づけ     |
| 委託連携加算 300単位（委託初回のみ）                                                                                                                                                                                                           |          |
| （注）従前相当サービスへの回数払の設定                                                                                                                                                                                                            |          |
| 本市では現在、旧予防給付からの円滑な移行等を考慮して月額包括報酬払のみの設定としているが、総合事業開始から4年が経過し、以下の現状も踏まえ回数払の導入を検討している。                                                                                                                                            | 面で行う     |
| ア 包括報酬払は利用回数にかかわらず定額を負担することが原則であり、利用者の負担増や不要なサービスの利用に繋がっている可能性があること                                                                                                                                                            |          |
| イ 報酬算定の性質上、包括報酬払では「サービスを組み合わせて利用することができない                                                                                                                                                                                      | るため（     |
| ウ 令和3年度以降、国が総合事業費の上限額の超過にかかる個別協議について見直す方針であることから、適切な報酬体系の設定により費用の適正化に繋げていく必要がある                                                                                                                                                | より連携     |
| 総合事業は「住民主体のサービス利用の拡充による低廉な単価のサービス・支援の充実・利用普及、高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業の充実による要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化が図られることを目指す（厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」）」ものである。 | との交      |
| 総合事業の主旨や介護人材不足の現状等を踏まえると、今後は従前相当サービスのみの利用者は限定的にならざるを得ないが、要支援者等に対する専門職の支援が一切不要となるわけではないため、従前相当サービスと他のサービスとの組み合わせ利用を可能とする回数払の導入は必要である。                                                                                           | サービスと支援・ |



### （注）従前相当サービスへの回数払の設定

本市では現在、旧予防給付からの円滑な移行等を考慮して月額包括報酬払のみの設定としているが、総合事業開始から4年が経過し、以下の現状も踏まえ回数払の導入を検討している。

ア 包括報酬払は利用回数にかかわらず定額を負担することが原則であり、利用者の負担増や不要なサービスの利用に繋がっている可能性があること

イ 報酬算定の性質上、包括報酬払では「サービスを組み合わせて利用することができない

ウ 令和3年度以降、国が総合事業費の上限額の超過にかかる個別協議について見直す方針であることから、適切な報酬体系の設定により費用の適正化に繋げていく必要がある

総合事業は「住民主体のサービス利用の拡充による低廉な単価のサービス・支援の充実・利用普及、高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業の充実による要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化が図られることを目指す（厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」）」ものである。

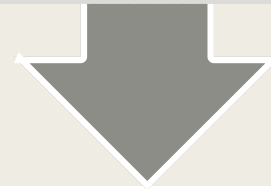
総合事業の主旨や介護人材不足の現状等を踏まえると、今後は従前相当サービスのみの利用者は限定的にならざるを得ないが、要支援者等に対する専門職の支援が一切不要となるわけではないため、従前相当サービスと他のサービスとの組み合わせ利用を可能とする回数払の導入は必要である。

一方、事業所への影響も考慮する必要があることから、回数払の導入時期や内容については、総合事業全体の見直し効果の検証などを踏まえた上で決定する予定である。

## 設定の背景とねらい

総合事業の主旨や介護人材不足

従前相当サービスのみの利用者は今後さらに限定的になっていく



専門職の支援が一切不要となるわけではない

**従前相当サービスと他のサービス（多様なサービスや一般介護  
予防事業）との組み合わせ利用**を可能にする必要がある



## 3. 単価設定

## 単価設定

### ■ 第 1 号事業のサービス価格の上限の弾力化

令和 3 年 4 月から、総合事業の報酬単価は国が定める額を勘案して市町村が設定する。

| これまで      | 令和 3 年 4 月以降           |
|-----------|------------------------|
| 国が定める額が上限 | 国が定める額を <u>勘案して</u> 設定 |

秋田市では、月額包括報酬と同様に  
国が定める額を上限として設定します

# 単価設定

## 訪問型サービス

## 【新設するコード 1 回当たりの単価設定による報酬】

| サービスコード |      | サービス内容略称                | 算定項目                            |                                                         | 合成<br>単位数 | 算定単位   |
|---------|------|-------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------|--------|
| 種類      | 項目   |                         |                                 |                                                         |           |        |
| A 2     | 2411 | 訪問型独自サービスⅣ              | ニ 訪問型サービス費<br>(独自) (Ⅳ)          | 事業対象者・要支援 1・要支援 2<br>(週1回程度)<br>※ 1 月の中で全部で 4 回まで       | 268       | 1 回につき |
| A 2     | 2511 | 訪問型独自サービスⅤ              | ホ 訪問型サービス費<br>(独自) (Ⅴ)          | 事業対象者・要支援 1・要支援 2<br>(週2回程度)<br>※ 1 月の中で全部で 5 回から 8 回まで | 272       | 1 回につき |
| A 2     | 2621 | 訪問型独自サービスⅥ              | ヘ 訪問型サービス費<br>(独自) (Ⅵ)          | 要支援 2<br>(週2回を超える程度)<br>※ 1 月の中で全部で 9 回から 12 回まで        | 287       | 1 回につき |
| A 2     | 1411 | 訪問型独自短時間サービス            | ト 訪問型サービス費<br>(独自)<br>(短時間サービス) | 事業対象者・要支援 1・要支援 2<br>(20分未満)<br>※ 1 月につき 22 回まで         | 167       | 1 回につき |
| A 2     | 8002 | 訪問型独自サービス特別地域加算回数       |                                 | 所定単位数の15%加算                                             |           | 1 回につき |
| A 2     | 8102 | 訪問型独自サービス小規模事業所加算<br>回数 |                                 | 所定単位数の10%加算                                             |           | 1 回につき |
| A 2     | 8112 | 訪問型独自サービス中山間地域等加算<br>回数 |                                 | 所定単位数の5%加算                                              |           | 1 回につき |

# 単価設定

## 通所型サービス

## 【新設するコード① 1 回当たりの単価設定による報酬】

| サービスコード |      | サービス内容略称            | 算定項目                 |                   | 合成<br>単位数 | 算定単位   |
|---------|------|---------------------|----------------------|-------------------|-----------|--------|
| 種類      | 項目   |                     |                      |                   |           |        |
| A 6     | 1113 | 通所型独自サービス 1 回数      | 事業対象者・要支援 1（週 1 回程度） | ※1月の中で全部で4回まで     | 384       | 1 回につき |
| A 6     | 1223 | 通所型独自サービス／2 2 回数    | 要支援 2（週 1 回程度）       | ※1月の中で全部で4回まで     | 384       |        |
| A 6     | 1123 | 通所型独自サービス 2 回数      | 要支援 2（週 2 回程度）       | ※1月の中で全部で5回から8回まで | 395       |        |
| A 6     | 8112 | 通所型独自サービス中山間地域等加算回数 | 所定単位数の 5% 加算         |                   |           | 1 回につき |
| A 6     | 8003 | 通所型独自サービス 1 回数・定超   | 事業対象者・要支援 1（週 1 回程度） | ※1月の中で全部で4回まで     | 269       | 1 回につき |
| A 6     | 8016 | 通所型独自サービス／2 2 回数・定超 | 要支援 2（週 1 回程度）       | ※1月の中で全部で4回まで     | 269       |        |
| A 6     | 8013 | 通所型独自サービス 2 回数・定超   | 要支援 2（週 2 回程度）       | ※1月の中で全部で5回から8回まで | 277       |        |
| A 6     | 9003 | 通所型独自サービス 1 回数・人欠   | 事業対象者・要支援 1（週 1 回程度） | ※1月の中で全部で4回まで     | 269       | 1 回につき |
| A 6     | 9016 | 通所型独自サービス／2 2 回数・人欠 | 要支援 2（週 1 回程度）       | ※1月の中で全部で4回まで     | 269       |        |
| A 6     | 9013 | 通所型独自サービス 2 回数・人欠   | 要支援 2（週 2 回程度）       | ※1月の中で全部で5回から8回まで | 277       |        |

# 単価設定

## 通所型サービス 【新設するコード②週あたりの利用回数ごとの単位】

| サービスコード |      | サービス内容略称          | 算定項目        |         | 合成<br>単位数 | 算定単位  |
|---------|------|-------------------|-------------|---------|-----------|-------|
| 種類      | 項目   |                   |             |         |           |       |
| A 6     | 1221 | 通所型独自サービス／22      | 要支援2（週1回程度） | 1,672単位 | 1672      | 1月につき |
| A 6     | 1222 | 通所型独自サービス／22日割    | 要支援2（週1回程度） | 55単位    | 55        | 1日につき |
| A 6     | 8014 | 通所型独自サービス／22・定超   | 要支援2（週1回程度） | 1,672単位 | 1,170     | 1月につき |
| A 6     | 8015 | 通所型独自サービス／22日割・定超 | 要支援2（週1回程度） | 55単位    | 39        | 1日につき |
| A 6     | 9014 | 通所型独自サービス／22・人欠   | 要支援2（週1回程度） | 1,672単位 | 1,170     | 1月につき |
| A 6     | 9015 | 通所型独自サービス／22日割・人欠 | 要支援2（週1回程度） | 55単位    | 39        | 1日につき |

## 4. 導入による影響

## 導入による影響

### 利用者

- 利用回数やサービスの組み合わせに応じた利用料となり、**金銭的負担が軽減**される

### 事業者

- 標準回数に満たない利用者分について**報酬減**となる
- **要介護認定者へのサービス提供増**や、総合事業の多様なサービスによる収入確保へ

### 市

- 専門職の効果的な活用による**人材不足への対応**
- サービス利用の適正化により**費用の適正化**が図られる

## 5. 利用と請求方法について



## 利用と請求方法について

- 1 回当たりの報酬単価（回数払い）での請求を原則とします。
- 月額包括報酬の算定項目に示す利用回数を**ケアプランに位置づけ、実際にその回数を利用した場合は月額包括報酬で請求**して差し支えありません。
- 従前相当サービスとA型サービス（令和4年1月時点では訪問Aのみ）を組み合わせて利用することが可能です。

### 【留意点】

- **従前相当サービスのみ利用する場合は、月額包括報酬の単価を上限とします。**  
回数単位数×利用回数≤月額包括報酬
- 従前相当サービスとA型サービスを組み合わせる場合、従前相当サービスの1月の利用回数は、以下の回数以内としてください。

|            | 週1回程度 | 週2回程度 | 週2回を超える程度 |
|------------|-------|-------|-----------|
| 事業対象者、要支援1 | 4回    | 8回    | —         |
| 要支援2       | 4回    | 8回    | 12回       |

(例 1)

- 要支援 1
- 訪問型サービス (従前相当)
- 週 1 回程度利用

## 利用と請求方法について

(例 1 -1) 要支援 1 のかたが訪問型サービス（従前相当）を  
4 週の曜日に利用するケアプランを作成

| 12月 |    |    |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|     |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5   | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12  | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19  | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26  | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

➤ 毎週利用した場合  
268単位×4回（利用回数）  
= 1,072単位(<月額包括報酬)  
1,072単位 回数払い 又は  
1,176単位 月額包括報酬

➤ 利用しない日があった場合  
268単位×3回（利用回数）  
= 804単位(<月額包括報酬)  
804単位（回数払い）

## 利用と請求方法について

(例 1 -2) 要支援 1 のかたが訪問型サービス（従前相当）を  
5 週ある曜日に利用するケアプランを作成

12月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

➤ 毎週利用した場合  
268単位× 5 回（利用回数）  
= 1,340単位(>月額包括報酬)  
**1,176単位（月額包括報酬）**

➤ 利用しない日があった場合  
268単位× 4 回（利用回数）  
= 1,072単位(<月額包括報酬)  
**1,072単位（回数払い）**

(例 2)

- 要支援 2
- 訪問型サービス (従前相当)
- 週 2 回程度利用

## 利用と請求方法について

(例 2 -1) 要支援 2 のかたが訪問型サービス（従前相当）を  
5 週ある曜日に2回利用するケアプラン

| 12月 |    |    |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|     |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5   | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12  | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19  | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26  | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

➤ 毎週利用した場合  
272単位×10回（利用回数）  
= 2,720単位(>月額包括報酬)  
**2,349単位（月額包括報酬）**

➤ 利用しない日が2日あった場合  
272単位×8回（利用回数）  
= 2,176単位(<月額包括報酬)  
**2,176単位（回数払い）**

## 利用と請求方法について

(例 2-2) 要支援 2 のかたが訪問型サービス（従前相当）を  
5 週ある曜日に2回利用するケアプラン

| 12月 | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金 | 土  |
|-----|----|----|----|----|----|---|----|
|     |    |    |    | 1  | 2  | 3 | 4  |
| 5   | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |   | 11 |
| 12  | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |   | 18 |
| 19  | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |   | 25 |
| 26  | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |   |    |

- 入院等により、週 1 回程度の利用回数と同等となった場合
  - **268単位** × 4 回（利用回数）  
= 1,072単位(<月額包括報酬)  
**1,072単位（回数払い）**
  - **272単位** × 5 回（利用回数）  
= 1,360単位(<月額包括報酬)  
**1,360単位（回数払い）**

(例 3)

- 事業対象者、要支援 1、又は要支援 2
- 通所型サービス（従前相当）
- 週 1 回程度利用



## 利用と請求方法について

(例 3 -1) 事業対象者、要支援 1 のかたが通所型サービス（従前相当）を 4 週ある曜日に利用するケアプラン

| 12月 |    |    |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|     |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5   | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12  | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19  | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26  | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

➤ 毎週利用した場合  
384単位×4回（利用回数）  
= 1,536単位(<月額包括報酬)  
1,536単位（回数払い） 又は  
1,672単位（月額包括報酬）

➤ 利用しない日があった場合  
384単位×3回（利用回数）  
= 1,152単位(<月額包括報酬)  
1,152単位（回数払い）

## 利用と請求方法について

(例 3 -2) 事業対象者、要支援 1 のかたが通所型サービス（従前相当）を 5 週ある曜日に利用するケアプラン

| 12月 |    |    |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|     |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5   | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12  | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19  | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26  | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

➤ 毎週利用した場合  
384単位× 5 回（利用回数）  
= 1,920単位(>月額包括報酬)  
**1,672単位（月額包括報酬）**

➤ 利用しない日があった場合  
384単位× 4 回（利用回数）  
= 1,536単位(<月額包括報酬)  
**1,536単位（回数払い）**

## 利用と請求方法について

(例 3 -3) 要支援 2 のかたが通所型サービス（従前相当）を  
5 週ある曜日に利用するケアプラン

| 12月 |    |    |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|     |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5   | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12  | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19  | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26  | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

- 毎週利用した場合  
384単位× 5 回（利用回数）  
= 1,920単位(>月額包括報酬)  
**1,672単位（月額包括報酬）**
- 利用しない日があった場合  
384単位× 4 回（利用回数）  
= 1,536単位(<月額包括報酬)  
**1,536単位（回数払い）**

(例 4)

- 要支援 2
- 通所型サービス (従前相当)
- 週 2 回程度利用

## 利用と請求方法について

(例 4 -1) 要支援 2 のかたが通所型サービス（従前相当）を  
5 週ある曜日に2回利用するケアプラン

| 12月 |    |    |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|     |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5   | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12  | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19  | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26  | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

➤ 毎週利用した場合  
395単位×10回（利用回数）  
= 3,950単位(>月額包括報酬)  
**3,428単位（月額包括報酬）**

➤ 利用しない日が1日あった場合  
395単位×9回（利用回数）  
= 3,555単位(>月額包括報酬)  
**3,428単位（月額包括報酬）**

## 利用と請求方法について

(例 4 -2) 要支援 2 のかたが通所型サービス（従前相当）を  
5 週ある曜日に2回利用するケアプラン

12月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

➤ 利用しない日が2日あった場合  
395単位×8回（利用回数）  
= 3,160単位(<月額包括報酬)  
3,160単位（回数払い）

## 利用と請求方法について

(例 4 -3) 要支援 2 のかたが通所型サービス（従前相当）を  
5 週ある曜日に2回利用するケアプラン

| 12月 |    |    |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|     |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5   | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12  | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19  | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26  | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

➤ 入院等により、週 1 回程度の  
利用回数と同等となった場合

- 384単位 × 4 回（利用回数）  
= 1,536単位(<月額包括報酬)  
1,536単位（回数払い）

- ➡
- 395単位 × 5 回（利用回数）  
= 1,975単位(<月額包括報酬)  
1,975単位（回数払い）

(例 5)

■サービスを組み合わせる場合



## 利用と請求方法について

(例 5) 要支援 1 のかたが訪問型サービス（従前相当）と訪問 A を利用するケアプラン

| 12月 |    |    |           |    |    |    |
|-----|----|----|-----------|----|----|----|
| 日   | 月  | 火  | 水         | 木  | 金  | 土  |
|     |    |    | 1         | 2  | 3  | 4  |
| 5   | 6  | 7  | 8<br>訪問A  | 9  | 10 | 11 |
| 12  | 13 | 14 | 15        | 16 | 17 | 18 |
| 19  | 20 | 21 | 22<br>訪問A | 23 | 24 | 25 |
| 26  | 27 | 28 | 29        | 30 | 31 |    |

- 従前相当  
268単位×3回（利用回数）  
= 804単位
- 訪問A  
225単位×2回（利用回数）  
= 450単位
- 合計 1,254単位

- ・ 従前相当事業所と訪問 A 事業所は異なる事業所でも可
- ・ 従前相当サービスの利用回数は4回以下となることに留意

## 利用と請求方法について

これまでと同様、以下のようなサービス利用はできません

■ 通所型サービス（従前相当）と以下のサービスとの併用

➤ 介護予防通所リハビリテーション

➤ 通所型介護予防事業（通所C）

■ 1月の間に、同様のサービスについて2つ以上の事業所を  
同時に利用する

× 従前相当サービス事業所と従前相当サービス事業所

× A型事業所とA型事業所

○ 従前相当サービス事業所とA型事業所

○ 月途中でのA事業所からB事業所への変更

## 利用と請求方法について

### 日割り請求の取扱い

1月のサービス提供回数が一定回数を超え、**月額包括報酬での請求となる場合**で、国保連インターフェース「I－資料9」に示す「月途中の事由」に該当する場合は、**日割り計算を行います**。

(参考) I－資料9 抜粋

|    |                                                                                   |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 開始 | ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)<br>・区分変更(事業対象者→要支援)                                              |
|    | ・区分変更(要介護→要支援)<br>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)<br>・事業開始(指定有効期間開始)<br>・事業所指定効力停止の解除 |
|    | ・利用者との契約開始                                                                        |
|    | ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)                                         |
|    | ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)                                                         |
|    | ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)                                                |
|    | ・公費適用の有効期間開始                                                                      |
|    | ・生保単独から生保併用への変更<br>(65歳になって被保険者資格を取得した場合)                                         |
|    |                                                                                   |

|    |                                                                                                       |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 終了 | ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)<br>・区分変更(事業対象者→要支援)                                                                  |
|    | ・区分変更(事業対象者→要介護)<br>・区分変更(要支援→要介護)<br>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)<br>・事業廃止(指定有効期間満了)<br>・事業所指定効力停止の開始 |
|    | ・利用者との契約解除                                                                                            |
|    | ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居 (※1)                                                            |
|    | ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 (※1)                                                                        |
|    | ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)                                                                    |
|    | ・公費適用の有効期間終了                                                                                          |
|    |                                                                                                       |
|    |                                                                                                       |

## サービス事業所の皆様へ

**サービスコードの確認と重要事項説明書等の見直しをお願いします。**

特に、

- **回数払いと月額包括報酬のいずれでも請求可能なケース**  
一律月額包括報酬とするか、利用者の要望等に応じて回数払いとするか等を検討する必要があります。
- **従前相当サービスとA型サービスを組み合わせるケース**  
に留意してください。

# 質問について

メールで送付した質問票に記入し、  
長寿福祉課へ提出してください。

宛先：ro-wflg@city.akita.lg.jp